

史跡興国寺城跡整備基本計画

2026

沼津市教育委員会

例 言

1. 本書は沼津市根古屋字赤池ほかに所在する史跡興国寺城跡の整備基本計画である。
2. 本計画の作成は令和4年度（2022年度）に事前準備に着手し、令和5～7年度（2023～2025年度）に行った。
3. 計画策定にあたり、興国寺城跡整備調査委員会（委員長：服部英雄氏）、文化庁、静岡県スポーツ・文化観光部文化財課の指導を得た。
4. 本書の執筆・編集は、沼津市教育委員会事務局文化振興課が行い、業務の一部を(株)文化財保存計画協会、(株)オリエンタルコンサルタンツに委託した。
5. 曲輪等の名称は、沼津市教育委員会が平成31年（2019）3月に刊行した『史跡興国寺城跡調査報告書』に倣う。また本計画内での調査成果の概要等については、報告書に掲載した内容を一部抜粋・整理して再録した。

目次

例言

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的	1
1-1 整備基本計画策定の経緯	1
1-2 整備基本計画の目的	2
1-3 上位・関連計画	6
1-4 検討委員会の設置と経過	10
第2章 興国寺城跡を取り巻く環境	13
2-1 地理的環境	13
2-2 自然環境	14
2-3 歴史的環境	22
2-4 社会的環境	26
第3章 興国寺城跡の概要	33
3-1 興国寺城の歴史	33
3-2 発掘調査成果	34
3-3 史跡指定の状況	46
3-4 史跡の本質的価値	47
3-5 史跡に関わる構成要素	50
第4章 史跡の現状と課題	51
4-1 調査研究の現状と課題	51
4-2 保存整備の現状と課題	52
4-3 活用整備の現状と課題	58
第5章 整備の理念と基本方針	61
5-1 目指す姿	61
5-2 整備の方向性	62
5-3 段階的整備区分	63
第6章 整備基本計画	65
6-1 全体計画と整備の方向性	65
6-2 整備に向けた調査研究計画	70
6-3 史跡保存のための整備計画	71
6-4 保存活用のために特筆すべき整備	78
6-5 活用のための整備計画	88
6-6 先端技術による文化財活用・整備	119
第7章 整備実施計画	121
7-1 時期別整備工事計画	121
7-2 管理運営の体制整備	127

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

1-1 整備基本計画策定の経緯

興国寺城跡は沼津市西部の浮島地区に所在し、愛鷹山の尾根の先端に築城された城跡である。城の南側はかつて浮島沼であった低湿地に面し、城の三ノ丸南端周辺が山麓地域と低湿地の境目にあたる。

ここは戦国時代に関東一円を支配した小田原北条氏（以下、北条氏）の祖、伊勢宗瑞（北条早雲）ゆかりの城として知られ、以後も江戸時代初期に至るまで東駿河の要所として用いられたこと、また城郭遺構も良好に残存することから平成7年3月17日（文部省告示第25号）に国史跡として指定された。

沼津市では史跡指定前から興国寺城跡を重要な文化遺産と認識し、昭和57年に『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』、昭和58年に『興国寺城跡保存整備基本プラン報告書』、平成11年に『興国寺城跡保存管理計画』を刊行した。保存管理計画策定後、沼津市では地下遺構の状況を把握するために遺構確認調査を継続して実施してきており、その成果は文献・絵図調査成果と合わせて平成31年に『史跡興国寺城跡調査報告書』として刊行されている。

令和元年度より『史跡興国寺城跡保存活用計画』（以下、保存活用計画）の策定を開始し、令和3年度末に完成させた。本計画は、保存活用計画に示した内容を踏まえ、史跡の整備の方針をまとめたものとなっている。



第1-1図 史跡興国寺城跡の位置

1-2 整備基本計画の目的

(1) 整備基本計画の目的

保存活用計画において、興国寺城跡の文化財的価値の総体として以下の3点を示している。すなわち

- 1) 浮島沼を前面に配する愛鷹山の尾根の先端に築かれ、街道や浮島沼が交わる東駿河の要所
- 2) 室町時代後期から江戸時代初期まで東駿河の地域拠点としてあった重層的な歴史
- 3) 良好に残存する城郭遺構

の3点である。本計画では史跡を適切に保存したうえで、今後の活用に向けて、こうした価値の総体を顕在化し、さらには次世代に継承させるため、整備活用事業の内容や課題、それに対応する実現方法などについて示している。

(2) 整備基本計画の対象範囲

1) 対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、興国寺城跡の指定範囲である112,911.44㎡及びその周辺地とする。

2) 対象範囲の現況

曲輪は北から「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」と直線的に配され、弘前津軽家が寛文12年(1672)に編纂したとされる『城築規範』から、これらが主要な曲輪群と考えられる。そして絵図には記載されていないが、本丸の北側に「北曲輪」がある。さらに字名を用いての命名であるが、東側の谷筋に「清水小曲輪」、そして更に東の尾根に「清水曲輪」が配されている。

城の北端は新幹線によって破壊されているが、昭和27年撮影の航空写真に三日月堀が写っている。絵図には北曲輪より北側に堀もしくは道が描かれるが、現況では明らかでない。

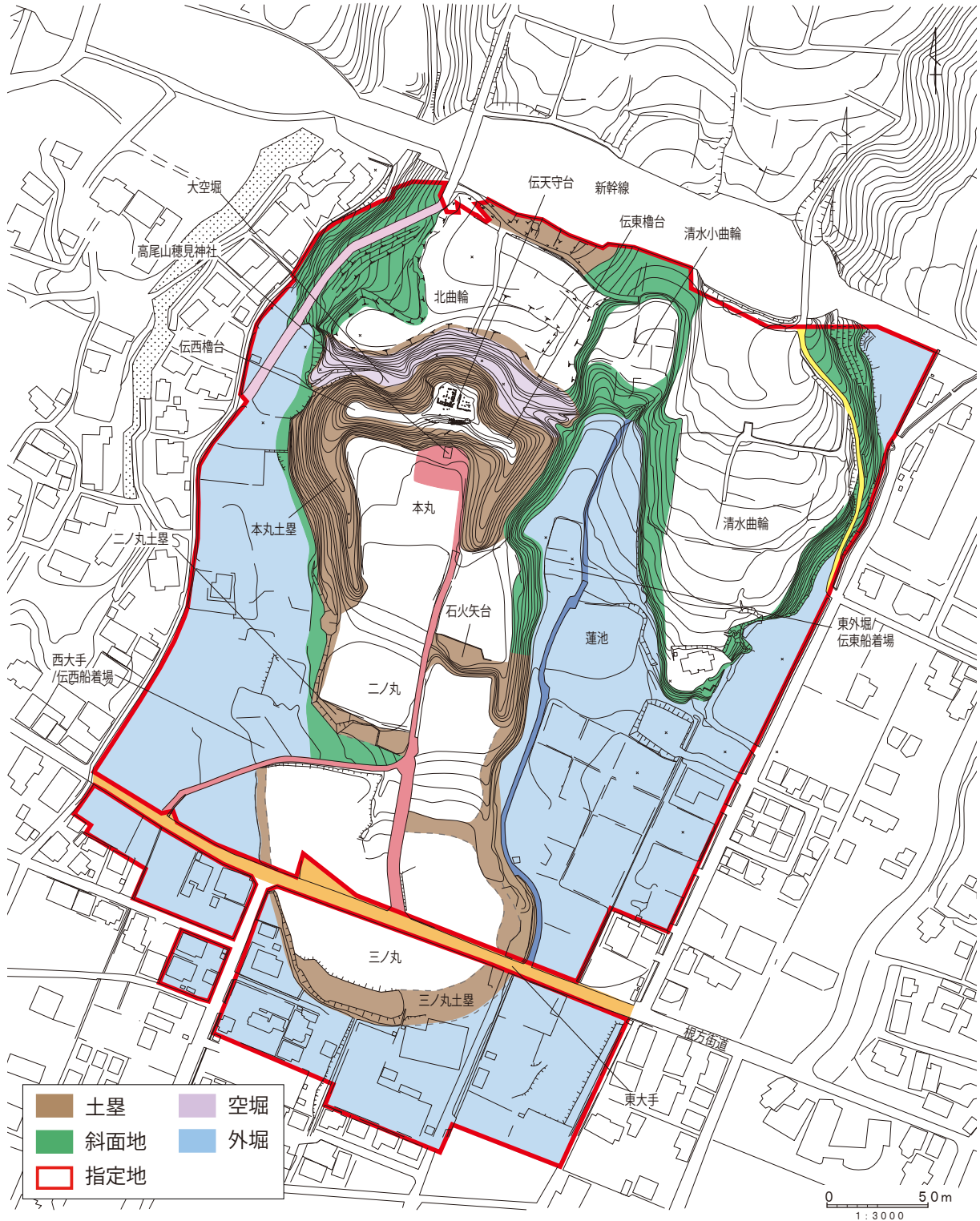
本丸の北側には絵図に「天守台」と記されている場所があり、昭和57年の調査では礎石建物が検出された。さらに本丸土塁上には、絵図に「櫓台」と記されている箇所が2か所ある。西側を「伝西櫓台」とし、平成29年度には発掘調査を行って建物跡を検出した。一方、東側にも絵図には櫓台が描かれているが、発掘調査には至っておらず、詳細は不明である。

伝天守台南面には石垣が残存する。絵図には「此土居内ノ方ハ石垣、此土居七間計ニ相見ヘ申候」(この土塁の内側は石垣で、この土塁七間ほどに見える)としか記されていないことから、この時から石垣は南面だけであったと考えられる。

本丸の内部空間について絵図には特に記載がないが、現在は最奥部に高尾山穂見神社が鎮座する。神社地において発掘調査は実施されていないが、高尾山穂見神社は安政4年(1857年)に当地へもたらされたと伝わる。本丸虎口(出入り口)には「カラホリ」と記され、さらに西側の空堀には「カクシ口」とある。同じく「カクシ口」が、本丸東側の小曲輪にも描かれており、この周辺には「天守台」とあるが、「石火矢台」と地元には伝わっている。なお、「台」とあることから、本来は土塁の上の平場を指すのであろうが、本計画では本丸土塁の東側の小曲輪を広義としての「石火矢台」とする。

二ノ丸虎口には「カラホリ」「升形ノアト」と記されている。現状として虎口周辺は残存するが、三ノ丸北西部は後世の改変で、大きく土地が下がっている。また三ノ丸土塁の形状は絵図と一致するものの、ここも土取りにより低くなっている。このように三ノ丸は後世の改変が激しく、特に大きな変化として、絵図では外堀南側を回っている根方街道が現在の三ノ丸を直線的に通過していることが挙げられる。そのため、三ノ丸土塁南東に描かれている「大手口」は現在の県道によって滅失したと考えられる。

城の南方と両側に広がる低地は、1mも掘削すると水が湧き出る低湿地帯である。現在の海岸線付近にあたる千本砂礫州は、縄文時代後期頃に完全に陸地化し、山裾との間に浮島沼と呼ばれる湖沼を形

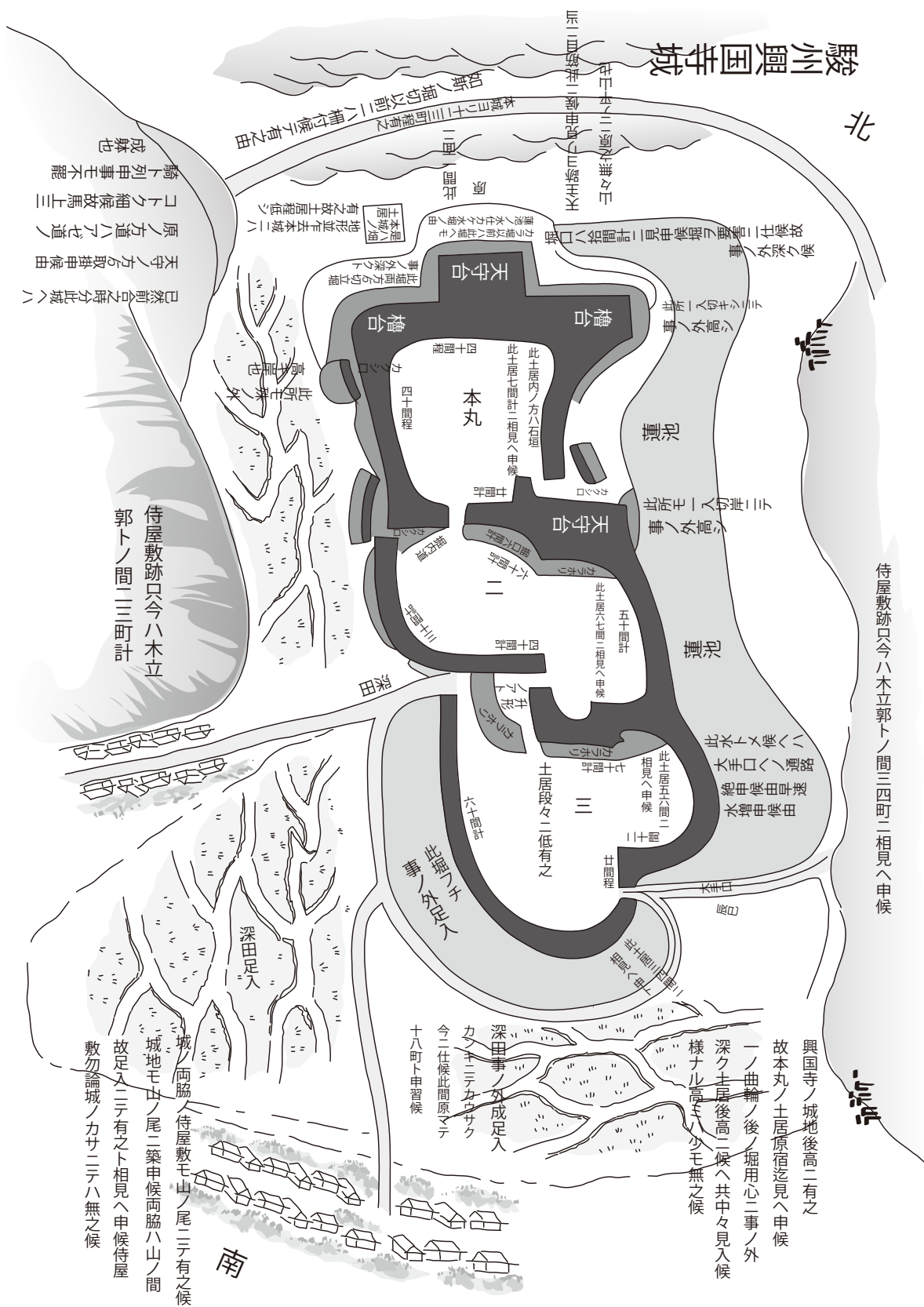


第1-2図 興国寺城跡現況図及び曲輪配置図（赤線枠は指定範囲）

成した。愛鷹山などからの土砂の供給により沼は次第に陸地化していったが、近世の城絵図には「蓮池」「深田足入」と表現される湿地帯、明治初期の絵図でも湧水が各所に見られる軟弱な地盤であり、この湿地帯を興国寺城は天然の堀としている。またこの東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。さらに伝東船着場周辺には、絵図で「蓮池」と記されるとおり、自然湧水池がある。



第1-3図 計画の対象とする範囲（平成27年度撮影）



第1-4図 『城築規範』トレース図

これら曲輪群等で構成される興国寺城跡の公有地化事業は、公有地化を予定していない神社地を除いて、約95%と概ね公有地化が完了している状況で、伝天守台・本丸・二ノ丸・三ノ丸を中心に暫定公開されている。巨大な土塁や空堀は興国寺城跡の価値を示す構成要素であるが、同時に急傾斜や盛土であることから、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定を受けている箇所もあり、過去には大雨等による崩落も起こっている。

こうした背景もあって、史跡内において平成28・29年度に植栽調査を実施し、史跡内の枯損木や危険木等を把握した。この成果に基づき、現在に至るまで遺構保護、来訪者、近隣への安全確保の観点から危険木等伐採事業を実施している。

1-3 上位・関連計画

(1) これまで作成された興国寺城跡の計画概要

興国寺城跡の整備については、これまで史跡指定を目標に作成された『興国寺城跡保存整備基本構想』『興国寺城跡保存整備基本プラン』、指定後の保存管理、なかでも公有地化の方針について紙幅を割いた『興国寺城跡保存管理計画』、公有地化及び史跡内の遺構確認調査が概ね完了したことに伴い、現段階における今後の保存活用のマスタープランとして作成した『史跡興国寺城跡保存活用計画』がある。

① 興国寺城跡保存整備基本構想（昭和56年度策定）

昭和55・56年度に検討し、昭和57年3月に刊行した沼津市で初の興国寺城跡の保存整備に関わる計画書である。それまで資料的に系統立ててまとめられた報告書等がなかったため、全90頁のなかで歴史と現状について多くの紙幅が割かれているが、整備構想としては城地内における採土や宅地化の進行、圃場整備など城跡の破壊が急速に進んでいることから、基本理念として「史跡指定」を目指すとともに、「公有地化」を進め、さらには保存整備計画として「学術調査」「保存整備の範囲」「整備の方法」などの方針が明示されている。なお、基本構想刊行後の昭和57年11月～12月にかけて、伝天守台及び伝東船着場跡の発掘調査が行われた。

② 興国寺城跡保存整備基本プラン（昭和57年度策定）

整備基本構想に続いて整備の内容について具体的に示した計画である。整備の前提条件として「範囲」「手法」をまとめ、さらに現況の分析や具体的な項目として最大約22haの範囲を対象とした「遺構補修・復元計画」、「公開・展示計画」「景観計画」「便益施設計画」「緑化計画」「雨水排水計画」、そして事業化に向けた「段階的な整備」及び「主要課題」などがまとめられている。

③ 興国寺城跡保存管理計画（平成10年度策定）

平成7年3月に国史跡に指定された以後の計画書である。本計画の序に基づけば、「国史跡指定の前提となる基礎資料や構想は早い段階で整えられたが、最も深く関係する地元住民全体の賛同を得ることは困難であった。」「昭和58年度から土地所有者との協議に入ったが、（中略）平成元年に全体の85%となった段階から進まなくなり、同意の得られなかった地域は指定範囲の対象外とせざるを得なくなった。」という停滞状態となっていた。そのため、本計画では指定を受けるべき範囲を見直すとともに、新たな保存指針を定めるために策定された。

計画内では新たな「保存管理計画範囲」と「追加指定の基本方針」が主にまとめられ、整備に向けては公有地化の継続実施と発掘調査の実施、調査の成果に基づいた計画策定を目指すことなどが明記されている。

その後、本計画に基づき追加指定（平成12年・平成19年・平成24年）や公有地化、発掘調査が実施されている。

④ 史跡興国寺城跡保存活用計画（令和3年度策定）

本計画は、保存管理計画で示された追加指定及び公有地化の範囲が概ね達成されたこと、さらに遺構確認調査が史跡の全域に行われたことから、現在の状態にアップデートされた保存活用の指針を示すために策定された。

計画では現状と課題を示したうえで、「保存管理の基本方針」、現状変更の取り扱い基準等具体的な方法についてまとめた「保存管理計画」、現状でも取り組みが可能な内容も含めた「活用方法」、将来的な「整備計画」、史跡の管理や活用を担う「運営と体制整備」などがまとめられている。

（2）上位計画

① 第5次沼津市総合計画（令和3～12年度）

第5次沼津市総合計画は、今後10年における沼津市の総合計画である。「まちづくりの柱4」の中の「基本計画4-2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で、文化財等を「歴史・文化資源」として表記し、「取組2 歴史・文化資源の保存と活用」において、「興国寺城跡などの整備にあたっては、近隣の観光資源との連携等により回遊性のある活用が図られるよう、地域と協力して進めます。」と掲げている。各地域別のまちづくりの方向性を示した「地域別のまちづくりの方向 西部地域（原・浮島・愛鷹・今沢・片浜）」では、「自然・歴史とともに紡ぐ、次世代への発展とつながりを大切にすまちなち」を掲げ、「豊かな自然や景観、歴史・文化資源の保全に取り組み、次世代に継承します。」「海岸線や山間地といった自然環境や、地域に根差した歴史のある地域資源の活用を図ります。」と明記している。

また、計画前期5年について定めた前期推進計画「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」（令和3～7年度）の中で、「まちづくりの柱4 地域の宝を活かすまち」の11事業のうちの一つの事業として「興国寺城跡保存整備事業」をあげている。この中で、「戦国時代の城跡である国指定史跡興国寺城跡の保存顕彰を図るとともに、歴史体験の場として修景を整備し、その活用を図る。」とし、具体的な事業内容として、公有地化、計画策定、遺構確認調査、整備工事を推進するとしている。

② 沼津市教育大綱・沼津市教育基本構想・沼津市教育基本構想実施計画（令和3～7年度）

沼津市における最上位計画である「第5次沼津市総合計画」に基づいて市長が策定した「沼津市教育大綱」を踏まえて、沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために「沼津市教育基本構想」が策定された。同時にその具現化のために「沼津市教育基本構想実施計画」が策定されている。

「沼津市教育基本構想」の第Ⅱ部第2章「第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」 「1 郷土を愛する心の育成」における「（3）文化財の保存・活用」では「国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。」と掲げられている。

また実施計画では、その具体的な事業である「史跡等保全整備事業」において「歴史的な価値のある興国寺城跡及び高尾山古墳、松城家住宅、また、国天然記念物大瀬崎ジャクシン樹林を保存活用するため、計画の策定など整備や活用に向けた検討を行う。整備の過程にあっても、文化財の価値の啓発イベントや情報発信を実施する。」としている。

③ 沼津市文化財保存活用地域計画（令和7～14年度）

沼津市文化財保存活用地域計画は、本市における文化財の保存活用のマスタープランであり、第5次

沼津市総合計画における「地域の宝を活かすまち」の実現に向け、主に「市内の文化財把握」「調査成果に基づく特性の把握」「現状と課題」「保存活用の方針」などについて記載している。

市内には文化財保護法等により保護の対象となっている文化財のほか、未指定の文化財などが数多くあり、計画の前半ではこれらの悉皆調査の成果及び沼津市の文化財の特徴や8つの特性をまとめている。

計画の後半では、地域の宝である歴史文化資産を文化財の所有者や行政関係者だけでなく、地域住民や各種団体との連携も含め保存・活用していくための取り組み方針として、「地域の宝を活かしたまちづくり」を基本理念とし、「歴史文化資産を把握する [調査]」、「歴史文化資産を守る [保存]」、「歴史文化資産を磨く [活用]」、「地域総がかりで取り組む [連携]」の4項目を基本方針として定めている。そしてこれらに基づき個々の歴史文化資産の特性に応じた文化財保護に努めていくこと、さらには4項目それぞれの「現状と課題、方針、措置」のほか、「防災・防犯計画」「推進体制」について記載している。

なかでも興国寺城跡を「戦略的歴史文化資産」とし、これが所在する浮島地区（及び原地区）は面的な保存・活用を目指す文化財保存活用区域「興国寺城跡・白隠の里周辺」地区として設定している。そして地区内の方針として興国寺城跡の整備を重点的に行うとともに区域内の歴史文化資産への周遊を図る取り組みを行っていくことを明記している。

(3) 関連計画

① 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3～7年度）

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき沼津市の目標・講ずべき施策の基本的方向性を示すものである。本計画では自然環境や歴史・文化遺産など地域資源を活用して交流人口の拡大を図るものとして位置付けており、この中の基本目標「沼津への新しいひとの流れをつくる」を実現する施策の一つに「2-1 まちなか居住の推進と都市的魅力の向上」があり、具体的施策として「文化財の保存活用」を掲げている。ここでは「市内の文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリアに分け、それぞれの拠点となる本市固有の貴重な財産である文化財を中心に、地域資源として保存活用を図る」ことを目標とし、「講演会や体験学習等文化財活用事業の開催」「SNS等を利用した情報発信」「公開活用事業」を具体的な取り組みとしている。

② 沼津市観光振興ビジョン（令和3～7年度）

「沼津ならではの」地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくために平成18年度策定、令和3年度に改定された。本計画の中で、目標を具現化する4つの柱のうち「観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で「基本施策3 地域資源の創造」として、「市内の歴史・文化資源のほか、海・山・川の自然資源を効果的に活用することにより、新たな地域資源を創造するとともに、これら地域資源が、新たな沼津の魅力となるよう努めます」としている。また、「基本施策5 県東部・伊豆地域等との連携」の主な取り組みとして、「北条五代観光推進協議会やNHK大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の促進」を掲げている。

そして目標達成に向けた具体的な施策として「(6) 歴史・文化資源の活用」において、「本市には、皇室ゆかりの沼津御用邸記念公園をはじめ、北条早雲旗揚げの城として知られる興国寺城跡、国指定重要文化財である擬洋風建築の松城家住宅など、市内各所に「沼津の宝」が点在しています。これらを効率よく散策できるよう「まちあるきマップ」を作成するほか、施設に相応しい、ユニークベニュー（歴史的建築物等で開催するイベントなど）として活用します。」とし、さらに「(11) 北条五代観光推進協議会やNHK大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の推進」において「映画やドラマなどのロケ

地を巡る周遊観光は、本市をはじめ近隣地域の観光交流人口の拡大を図る上で、大きな効果が期待できることから、映画のほかNHK大河ドラマなどについて、関係団体や近隣市町などと連携し、ロケの誘致を図ります。また、ロケ地巡りツアーなどを企画・実施することにより、更なる誘客を推進します。」としている。

さらに沼津市西部地区のエリアビジョンに「歴史・文化と観光体験」を掲げ、その具体的な戦略に「白隠のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワーク化を図り、観光ポータルサイトなどを活用した情報発信を行います。」としている。

③ 第2次沼津市緑の基本計画（令和3～12年度）

本計画は、市内の「緑」について市が独自性と創意工夫を発揮し、まちの中の緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための施策を定めている。その中で興国寺城跡は「興国寺城跡（国指定史跡）において、調査成果を踏まえた保存活用計画や復元整備計画の策定を推進し、市民に親しまれる歴史公園としての整備を目指します。」としている。

④ 第2次沼津市都市計画マスタープラン（平成29～令和18年度）

本計画では沼津市の都市計画に関する基本的な方針を定めている。将来の都市構造の中で興国寺城跡周辺は「日常生活ゾーン」と「環境調和ゾーン」の境に位置付けられ、「第4章 まちづくりの分野別方針」「水と緑と景観」内の「都市景観の形成」「歴史・文化景観の保全と活用」において、「旧東海道沿道のまちなみを中心に、帯笑園、白隠禅師ゆかりの寺など歴史的な要素や風情を残す地区や、旧沼津御用邸、興国寺城跡、長浜城跡、松城家住宅など地域を特徴づける景観資源を活かし、歴史的な雰囲気のあるまちなみ景観の活用に努めます。」と興国寺城跡を位置付けている。

⑤ 沼津市景観計画

本計画は、景観法第8条に基づき、より良好でうるおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めていくための計画である。本計画「2 良好な景観の形成に関する指針」「1）市域の景観形成方針」「（2）景観形成の方針」「〔2〕美しいまち並み景観の形成」「【②集落地景観の保全・継承】」において、興国寺城跡に関連する「根方街道の集落周囲の緑地等の保全を含め、集落景観の維持・保全あるいは在来の形式を活かしたまち並みの形成を図る」とし、「【⑤歴史・文化景観の形成】」では、興国寺城跡そのものへの言及ではないが、原駅前地区（興国寺城通り含む）に対し、「歴史的な雰囲気のあるまち並み景観への活用を推進します。」「地域の自然・歴史・文化を後世に伝えていきます。」と示している。

⑥ 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画（令和3～7年度）

本計画は市を取り巻く環境の変化に基づき、ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を目的として策定されたものである。令和2年度までも「埋蔵文化財出土遺物データベース化」作業を進めてきたが、今後も引き続き推進を目指していくことが本計画の「第2章 個別施策の概要」「（4）地域の宝を活かすまち」において「（4）ICTを活用した文化財情報の電子化」として位置付けられている。さらに「第3章 個別の施策の詳細」において「埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源情報のデータベース化や、刊行物を電子書籍としてウェブ上で情報提供し活用してもらうことにより、文化資源の価値に対する人々の認識を高めるとともに、地域の文化活動の活性化を図る。」ことを目的に、今後は「市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。」ことなどが示されている。

⑦ 都市計画道路の整備方針

本方針は、市内の都市計画道路に対し、「時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要」があり、「本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証する」ために定められたものである。

この方針内では短期的に事業着手をする「優先性が高い路線・区間」として、興国寺城跡の南側を東西に横断する「金岡・浮島線」が位置付けられている。さらに、その下位であって長期的に事業着手する区間であるものの「一般路線・区間」には、興国寺城跡と呼ばれる「原青野線」がある。

⑧ 地域防災計画・ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

「静岡県第4次地震被害想定地震・津波ハザードマップ」をもとにした沼津市の地震・津波ハザードマップでは、南海トラフで発生する地震について、興国寺城跡周辺では震度6弱で被害が発生することが想定されている。また史跡そのものの位置ではないが、周辺では危険度小の液状化も想定されている。

また土砂災害ハザードマップには、興国寺城跡の伝天守台および周囲を取り巻く土塁や斜面地は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」に設定されている。

1-4 検討委員会の設置と経過

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、令和4年度から学識経験者による「興国寺城跡整備調査委員会」にて議論し、協議を進めた。また委員会には静岡県文化財課及び地元自治会である根古屋自治会より自治会長も出席し、意見を求めた。さらに文化庁から適宜指導・助言を受けた。

策定した計画案については庁内関係部署と連携調整や情報共有を図るとともに、計画素案について意見を求め、整備事業を円滑に進めるための体制を構築した。

(2) 策定の経過

令和4年度

整備委員会を2回開催し、遺構確認調査の内容や今後の整備方針について指導を得た。

1) 令和4年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和4年11月21日(月)

<主な内容>

- ・全体整備計画案について。全体を網羅する計画であるが、第1期整備箇所(伝天守台周辺)については、詳細な検討を行うこととした。
- ・今後の調査方針について。第2期整備箇所は遺構確認調査が完了していないため、第1期整備工事を進めている間に調査を進める方針とすることを計画内に明記する。
- ・建物の復元方針について。むやみな立体復元は基本的には実施しない。
- ・駐車場の位置や便益施設の内容について。

2) 令和4年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和5年2月24日(金)

<主な内容>

- ・整備の基本方針案について。「保存を前提する」「価値の具現化」「安全に散策できる環境整備」「調査に基づいたサイン表示」とすることとした。
- ・「今後調査していく内容」、「保存のための整備計画案」、「活用のための整備計画案」「遺構の表現に関する計画案」について。

第1-1表 興国寺城跡整備調査委員会（令和4～7年度 所属は令和7年度段階）

	氏名	所属	備考
委員長	服部 英雄	九州大学名誉教授	中世史
副委員長	高瀬 要一 (～令和4年度)	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	史跡整備、庭園史
副委員長 (令和4年度～)	柴垣 勇夫	静岡大学名誉教授	考古学（陶磁器）
委員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	建築史
委員	千田 嘉博 (～令和6年度)	奈良大学教授	考古学（城郭史）
委員	貴田 潔	静岡大学准教授	中世史
委員	出村 嘉史 (令和6年度～)	岐阜大学教授	土木
オブザーバー	山田 和彦	根古屋自治会長（令和4年度）	地元代表
オブザーバー	水口 久義	同（令和5年度）	地元代表
オブザーバー	野崎 康弘	同（令和6年度）	地元代表
オブザーバー	大村 実	同（令和7年度）	地元代表
オブザーバー	中井 将胤	文化庁文化財第2課文化財調査官（整備部門）	文化庁
オブザーバー	溝口 彰啓	静岡県文化財課文化財保存班（令和4年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	鈴木 伸太郎	同（令和5年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	立木 菖	同（令和6年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	杉山 功成	同（令和7年度）	静岡県文化財課

令和5年度

整備基本計画策定事務の一部を（株）文化財保存計画協会に委託し、あわせて整備調査委員会を2回開催して、素案に対し指導を得つつ作成を進めた。

1) 令和5年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和5年8月30日（水）

＜主な内容＞

- ・整備に向けた今後の調査研究計画の素案検討。
- ・史跡保存のための整備計画素案検討。特に土塁と空堀のような規模の大きい遺構について方針案を確認。
- ・活用のための導線・園路整備、サイン設置について素案検討。ガイダンスの位置や説明サインの位置について、当時の登城ルート復元を念頭に置いた動線計画とすることを方針案とした。

2) 令和5年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和6年2月29日（木）

＜主な内容＞

- ・史跡内の便益施設について素案検討。史跡が広大であることから史跡内にもトイレ等を設置することを計画に記載することとした。
- ・伝天守台の礎石・石垣の保存に向けた素案検討。
- ・活用のための整備計画として園路やガイダンスエリアについて素案検討。

令和6年度

整備基本計画策定支援業務委託において、3度入札を実施したが、不調となったため、このことにより、年度内に整備基本計画策定が完了しない見込みとなった。このため、事務局で検討が可能な項目についてのみ素案作成を進め、整備委員会を1回開催して意見を徴した。

- 1) 令和6年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和6年12月15日(日)・17日(火)

出村委員のみ17日に個別指導を得た。

<主な内容>

- ・石垣調査・保存の課題について
- ・整備基本計画文案の検討

令和7年度

令和6年度の繰越事業及び令和7年度事業として整備基本計画策定事務の一部を株式会社オリエンタルコンサルタンツに委託し、あわせて整備調査委員会を3回開催して、作成を進めた。

- 1) 令和6年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和7年8月18日(月)

<主な内容>

- ・整備基本計画における伝天守台周辺の整備、活用のための整備計画について
- ・第7章 整備実施計画について

- 2) 令和7年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和7年10月10日(金)・14日(火)

貴田委員のみ10日に個別指導を得た。

<主な内容>

- ・第6章、第7章の全体について

- 3) 令和7年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和8年2月24日(火)

<主な内容>

- ・パブリックコメントを受けて修正した全体内容の確認

(3) 地域住民からの要望

- ・見学者の増加に伴い、住宅区域に路上駐車等が増えているため、駐車場の整備を求める。
- ・トイレが神社地のみであり、見学者に対応できていないため、便益施設の設置を求める。
- ・興国寺城跡の価値を示すガイダンス設備や施設が不足している。
- ・指定から30年が経過しており、整備を早急に進めてもらいたい。

(4) パブリックコメント

令和7年12月23日(火)～令和8年1月27日(火) 意見8件(3人)

【主な意見】

- ・興国寺城跡を起点とした活用イベントの実施やグッズ販売などを通じて、交流人口等を拡大させる取り組みを希望する。
- ・興国寺城跡が北条早雲旗揚げの城だということをもっとPRすべき。
- ・費用対効果を考え、投資効果の高い遺構に投資をするほうがよい。
- ・整備計画に関わらず、園路や草刈りなどの安全管理対策を早急に進めてほしい。
- ・観光部局とも連携し、史跡周辺も含めた地域一帯を広域的に整備してほしい。
- ・次世代に伝えていくことの大切さを認識し、城跡の価値を伝えるとともに、関係するスペシャリストと繋がりをもって整備活用を進め、学びの場となるような働きかけを行ってほしい。

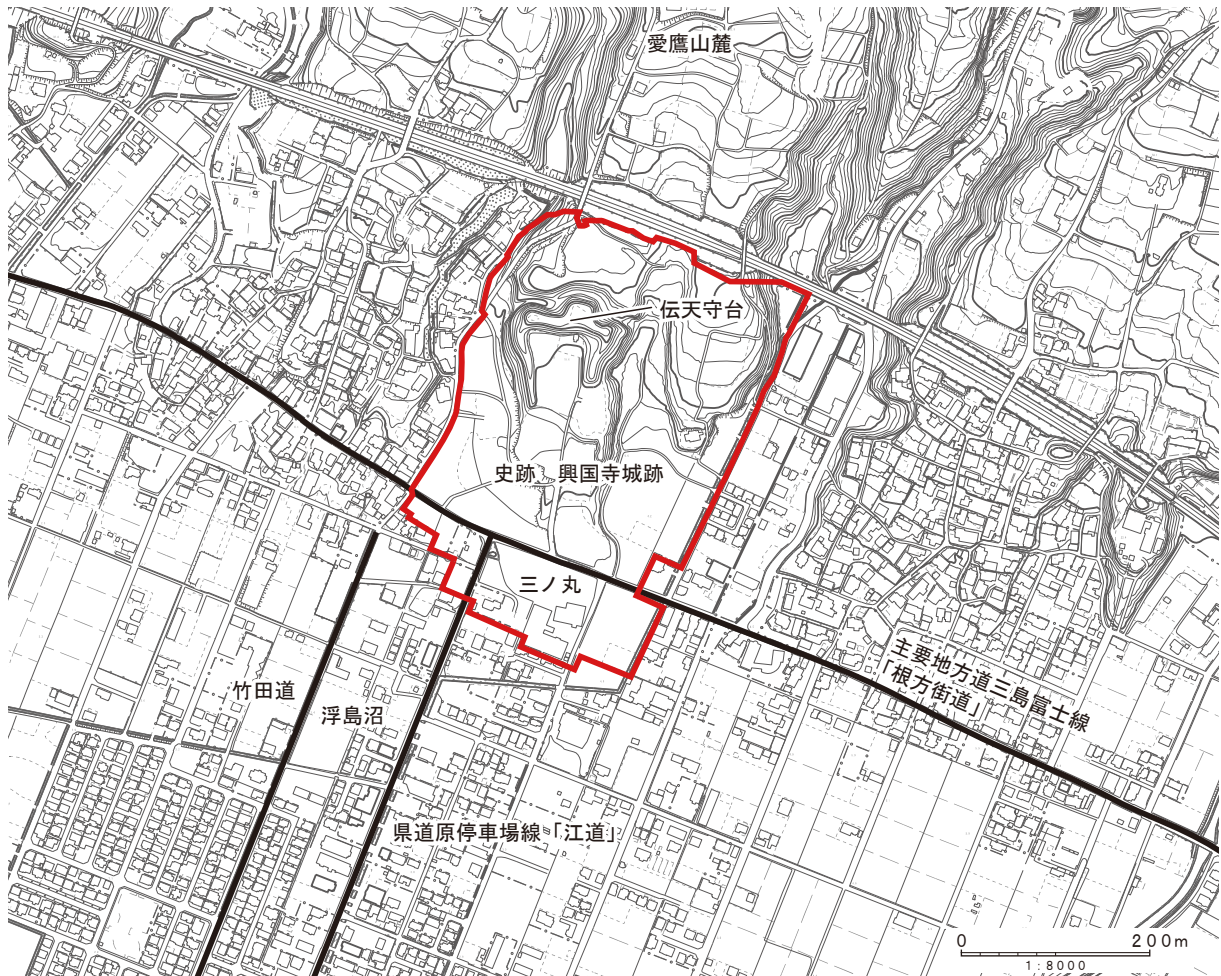
第2章 興国寺城跡を取り巻く環境

2-1 地理的環境

興国寺城跡は沼津市域の北西部、根古屋字古城及び字清水を中心に所在する。愛鷹山の尾根の先端部に築城されており、城郭の南側はかつて浮島沼と呼ばれた低湿地に面し、外堀は山麓地域と低湿地の境目にあたる。

愛鷹山麓から富士山麓沿いにかけての集落は、山の「根」に分布することから「根方」と呼ばれ、集落を結んで山裾を東西に横断する主要地方道三島富士線は「根方街道」と通称されている。この根方街道は富士市の旧吉原地区から三島方面を結ぶ古くからの主要な幹線であった。かつての道は山裾際を地形に沿って曲がりながら通じており、道沿いには弥生時代以降、集落が展開していた。興国寺城跡では、この街道が戦前に直線化された際、街道を三ノ丸内に通過させてしまったことから、現在の三ノ丸跡は道路によって分断されている。

駿河湾沿いの千本砂礫州上にも、古くから東西を結ぶ道が通じており、江戸時代には東海道として整備され宿場町が栄えた。現在では、根方街道と東海道を南北に結ぶ県道原停車場線が通じており、かつては「江道」と呼ばれ、現在は「興国寺城通り」と通称されている。かつてはこの道より西に「竹田道」と呼ばれる道も存在しており、興国寺城跡は古来より海沿いと山沿い2つの道を結ぶ北側の結節点に位置している。



第2-1図 興国寺城跡周辺地形図（赤線枠は指定範囲）

2-2 自然環境

(1) 地質

興国寺城跡が位置する愛鷹山は、10万年前に活動を終えた成層火山である。その火山活動は、現在の富士山に覆われている小御岳火山とともに40万年前頃から開始したと考えられている。火山の形成は旧期・中期・新期・最新期に分類される。旧期は主として玄武岩質溶岩と凝灰角礫岩から成り、愛鷹火山の基盤を構成している。中期は火山活動が比較的不活発な時期で、主として凝灰角礫岩と扇状地堆積物から成っており、火山麓扇状地が広く形成された。新期は前半に玄武岩質溶岩、後半に安山岩・デイサイト質の溶岩を噴出し、最新期にはデイサイト質の溶岩ドームを形成しその活動を終了している。

火山活動を終えた愛鷹山麓には、その後も活発な火山活動を続けた古期富士（小御岳火山）や箱根火山のテフラが堆積し、厚いローム層を形成している。特に旧期・中期の火山活動で流出した玄武岩と凝灰角礫岩の緩斜面部にはこのテフラが厚く堆積し、緩やかな扇状の緩斜面を形成している。このローム層は愛鷹ローム層と呼ばれているが、地質学的な不整合面の存在により、上位から現世腐植質火山灰層・上部ローム層・中部ローム層・下部ローム層に区分されている。

興国寺城跡では、現世腐植質火山灰層・上部ローム層・中部ローム層、角礫層を挟む下部ローム層、基盤となる角礫凝灰岩層が確認されている。詳細な調査は行っていないが、基盤層上位の角礫層を挟むローム土が下部ローム層に相当すると認識している。

興国寺城跡の最終段階における本丸から三ノ丸にかけての主要曲輪群は中部ローム層までを一度削平してからの造成が行われている。このため、最終段階以前の遺構の大半は削平を受けてしまっており、本丸・二ノ丸においては、堀などの地中に深く掘りこむ遺構を除いて最終段階より古い遺構は検出されない。また興国寺城跡で最も深く掘られている大空堀では、その深さは地表面から約15mに及ぶ。上部ローム層から掘削され、愛鷹山の基盤となる岩盤層まで到達し、さらにこの角礫凝灰岩層を数メートル掘削している。

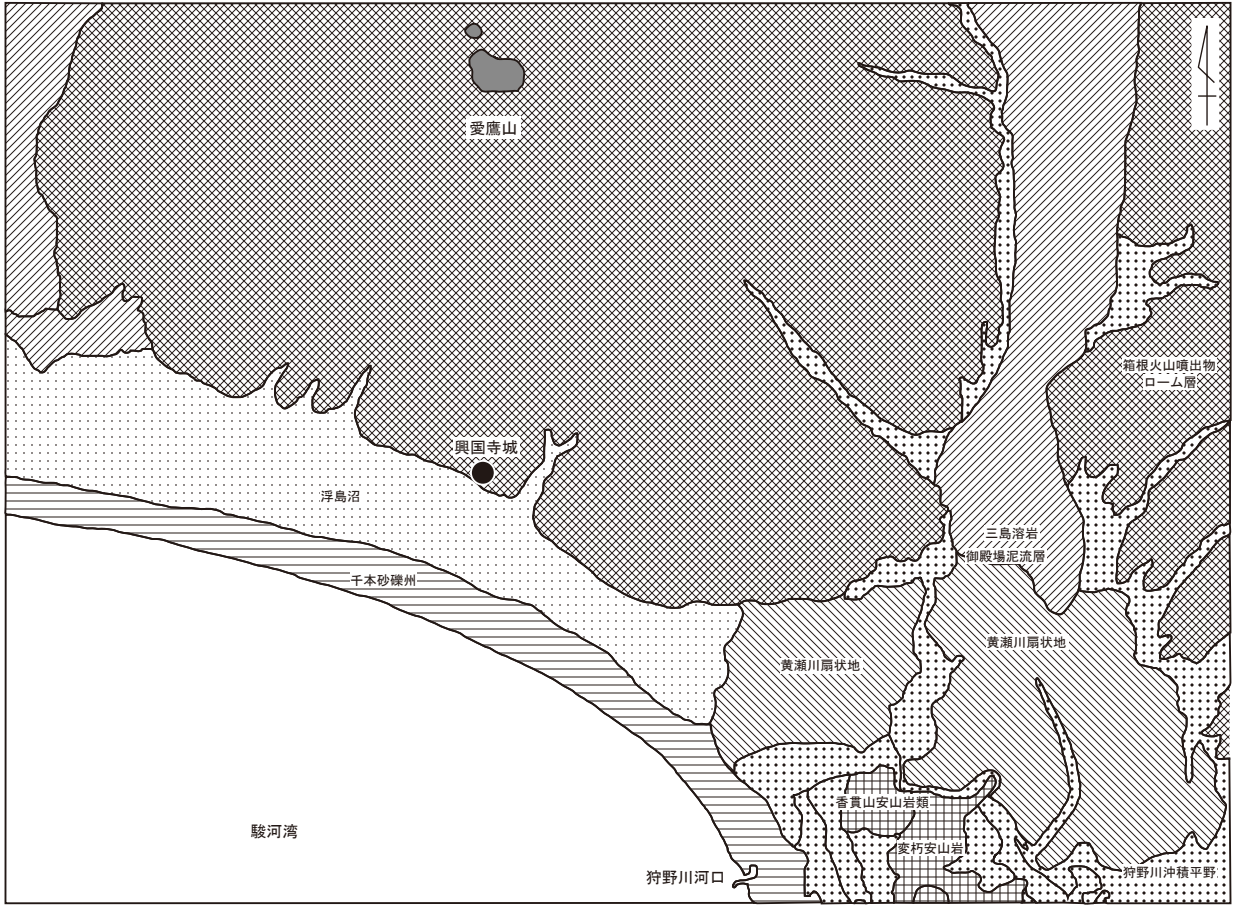
(2) 気候

沼津市は年間を通じて温暖な気候に恵まれた地域で、令和元年から令和5年までの5か年の沼津南消防署の気象データ（『消防年報』令和2年～令和6年（駿東伊豆消防本部、令和3年～令和7年発行））によれば、年間の平均気温は17.57℃（5か年平均）で、夏冬の気温差が小さい気候となっている。降雨量は1,916ミリメートル（5か年平均）であり、6月から7月の梅雨の時期や9月から10月の秋雨・台風シーズンは特に雨量が多くなる。

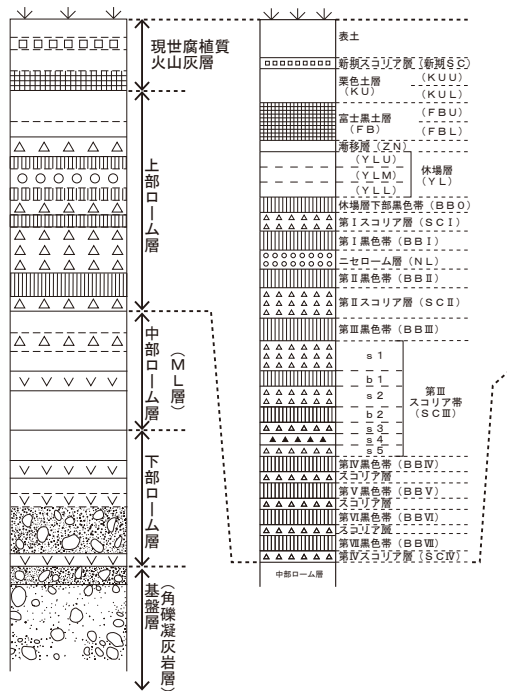
風向きは、狩野川河口付近のデータによれば、駿河湾側から吹く西寄りの風と、箱根方面から吹く東の風が卓越する。特に西南西・南西の風は平均風速12m/s以上の強風の頻度が高く、冬季に強い西寄りの季節風が吹きつけている。興国寺城跡の本丸は巨大な土塁に風が遮られるが、伝天守台などの高台は強風にさらされる。日照時間は、隣接する三島市にある気象台の観測データによると年間2,000時間を超えており、全国的に見れば日照時間は長い地域といえる。

(3) 植生

本市では、山地や低地、河川、海岸などの多様な地形を有し、海岸部の温暖な地域から愛鷹山山頂部の冷涼な山地までの広い気候環境があることから、これに応じた植生が分布しており、城跡が所在する愛鷹山の麓ではクスノキやシイなど薪炭材等として利用されてきた常緑広葉樹が分布している。また、外堀が位置する浮島低地では、ヨシなどの湿地植物や水生植物が生育し、さらにこの低地の南面の海岸



第 2-2 図 興国寺城跡周辺の表層地質図



第 2-3 図 愛鷹ローム層準の基本土層と標準土層断面写真

部には千本松原と呼ばれる植林されたクロマツ林が広がっている。

興国寺城跡内では、平成27・28年度において主要曲輪の植生調査を業務委託にて実施した。調査エリアは今後伐採等が想定される本丸から三ノ丸東側にかけての土塁及び大空堀（①②:A東、③④:A北、⑤:A西）、神社地（B）、かつて住宅が存在した地点（C）である。また後述する第1期の整備予定地であるAエリアの伝天守台及び本丸土塁と大空堀については「②・④・⑤」とし、それぞれの区域内の詳細な特徴を把握した。以下、調査成果について作成者の報告書に基づき記載する。

調査地全体ではシダ植物10科15種、種子植物78科170種が確認された。エリア別の状況としては、A東の南側はモウソウチク林となっており、北側の西縁ではイチョウ、ヒマラヤスギ等の植栽由来の種がみられた。東斜面はコジイ、スダジイ、等の照葉樹林となっており、立木本数が多く、林冠が完全に閉鎖している。

A北は、空堀をはさんだ深さ15m程度のV字状の谷になっており、斜面にはほとんど亜高木、低木はみられなかった。立木本数は少ないが、林冠は完全に閉鎖している。南側の伝天守台跡に面した林縁には、オオシマザクラ、ヒノキ、クヌギ等、植栽由来の種がみられた。東側の尾根につながる部分には、クスノキ、コジイ、タブノキ等がみられ、西側の尾根につながる部分には、コジイ、スダジイ、ヒノキ、タブノキ等がみられた。

A西は、主にコジイ、スダジイ、オオシマザクラ等がみられ、混交林となっている。立木本数が多く、林冠が完全に閉鎖している。

②エリア：コジイ-スダジイ群落

高木層にクスノキ、コジイ、スダジイが優占する常緑広葉樹林である。群落組成調査地点の植生高は10～16mで、出現種数は39種であった。高木層の植被率は100%でクスノキが優占し、コジイ、スダジイ、エノキ、ハリギリ等が出現する。亜高木層の高さは5～10m、植被率は50%でヤブツバキ、コジイ、ニガキ等が出現する。低木層の高さは2～3m、植被率は10%と低かった。アオキ、ヤブツバキが出現する。草本層の高さは0.1～1m、植被率は90%でアズマネザサ、キチジョウソウ等が出現する。

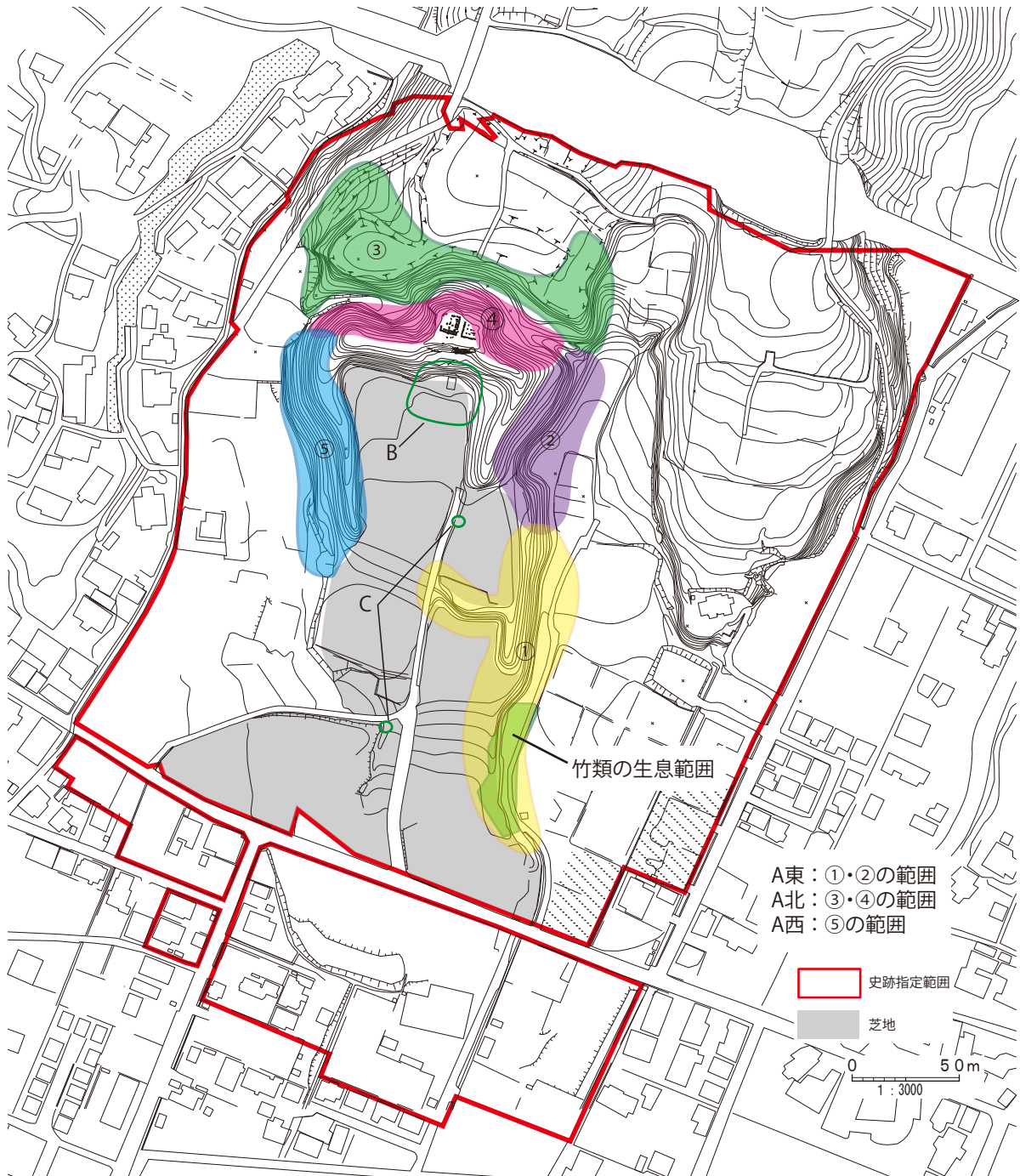
④エリア：ケヤキ-アズマネザサ群落

高木層にケヤキ、クヌギ、オオシマザクラ等が優占する落緑広葉樹林である。群落組成調査地点の植生高は13～23mで、出現種数は55種であった。高木層の植被率は100%でケヤキが優占し、クヌギ、オオシマザクラが出現する。亜高木層の高さは8m、植被率は5%でヒノキ、コナラが出現する。草本層の高さは0.3～1m、植被率は90%でアズマネザサ、ミゾシダ、イヌビワ、カラスウリ等が出現する。

⑤東エリア：コジイ-スダジイ群落

高木層にスダジイ、コジイ、オオシマザクラ等が優占する混交林である。群落組成調査地点の植生高は10～22mで、出現種数は27種であった。高木層の植被率は100%でスダジイが優占し、コジイ、オオシマザクラ、ハゼノキ、クヌギが出現する。亜高木層の高さは5～9m、植被率は40%でタブノキ、コジイ、オオシマザクラが出現する。低木層の高さは2～3m、植被率は30%と低かった。タブノキ、ハゼノキが出現する。草本層の高さは0.3～1m、植被率は50%でアズマネザサ、テイカカズラ、ベニシダ等が出現する。

自然に対する人為的影響の程度として、調査地はシイ、カシ萌芽林であり、植生自然度区分概要（環境庁、1976年）の区分によると、自然度8、すなわち二次林（自然に近いもの）で「ブナ、ミズナラ再生林、シイ、カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区」と判定される。



第2-4図 興国寺城跡植栽・樹木現況図



第2-5図 興国寺城跡植栽・樹木現況写真（左：高尾山穂見神社 右：本丸・二ノ丸土塁）

第2-1表 興国寺城跡植物現地確認種

分類	科名	種名	A 東	A 北	A 西	B	C		
シダ植物		イノトウ		○					
		イデノダ		○					
				○					
				○					
		オシダ	オニカナワラビ		○				
			ハニシダ	○	○	○			
		シシガシラ	コモチシダ	○	○				
		チャセンシダ	トラノオシダ	○					
		ゼンマイ	ゼンマイ		○	○			
		ハナヤスリ	オオハナワラビ		○				
		ヒメシダ	ヒメワラビ		○				
			ホシダ	○	○	○			
			ミゾシダ	○	○				
		フサシダ	カニクサ	○	○				
	ホウライシダ	タチシノブ		○					
種子植物	裸子植物	イチヨウ	イチヨウ	○					
		ヒノキ	カイツカイブキ				○		
			スギ	○	○		○		
			ヒノキ	○	○		○		
			マキ				○		
			マツ	○					
				クロマツ			○		
				ヒマラヤスギ	○				
		種子植物	被子植物	単子葉植物	イヌサフラン	ホウチャクソウ	○		
					イネ	アシカキ			○
	アシホソ					○	○		
	アズマネザサ				○	○	○	○	
	キンエノコロ					○			
	キンメイチク						○		
	クサヨシ						○		
	ササガヤ						○		
	ジュズダマ					○			
	ススキ					○			
	チカラシバ				○	○			
	チヂミザサ					○			
	ニガナ						○		
	ヌカキビ					○			
	メリケンカルカヤ						○		
	モウソウチク				○				
	ガマ				ヒメガマ			○	
	カヤツリグサ				シラスゲ		○		
					スゲ sp		○		
					ナキリスゲ		○		
	キジカクシ				カブダチジャリヒゲ	○	○	○	
					キチンヨウソウ	○	○		
					ジャリヒゲ		○	○	
					ナルコユリ	○			
	ススキノキ				ヤブカンゾウ		○		
	ツユクサ				ツユクサ		○		
					ヤブミョウガ	○	○		
	ヒガンバナ				タマスダレ				○
		ヒガンバナ		○		○			
	ヤシ	シュロ	○		○				
	ヤマノイモ	オニトコロ	○	○					

分類			科名	種名	A 東	A 北	A 西	B	C
種子植物	被子植物	単子葉植物		ヤマノイ		○			
			ラン	シュラン			○		
種子植物	被子植物	双子葉植物	アオイ	アオイ	○		○	○	
			アカネ	アカネ		○			
				アリト [°] オシ		○	○		
				ハクソカス [°] ラ		○			○
			アケビ [°]	アケビ [°]	○	○	○		
				ミツハ [°] アケビ [°]	○				
				ムハ [°]		○			
			アサ	エノキ	○	○	○		○
				カナムグ [°] ラ		○			
				ムクノキ	○	○	○		○
			アジ [°] サイ	アジ [°] サイ			○		
				マルハ [°] ウツキ [°]		○			
			イラクサ	クサマオ	○	○			
				ヤブ [°] マオ	○		○		
			ウコキ [°]	キツ [°] タ		○			
				タラノキ		○	○		
				ハリキ [°] リ	○	○	○		
				ヤツテ [°]	○		○		
			ウマノスス [°] クサ	オオハ [°] ウマノスス [°] クサ	○	○	○		
			ウリ	カラスウリ	○	○			
			ウルシ	ヌルテ [°]	○				
				ハゼ [°] ノキ	○	○	○		
				ヤマハゼ [°]			○		
			エゴ [°] ノキ	エゴ [°] ノキ	○				
			オシロイハ [°] ナ	オシロイハ [°] ナ	○				
			カキノキ	カキノキ	○	○	○		
			キキョウ	ツルニンジン	○				
			キク	アキノノゲ [°] シ			○		
				コセンダ [°] ング [°] サ		○			
			キク	セイタカアワダ [°] チソウ		○			
				トネアサ [°] ミ		○	○		
				ノコンキ [°] ク		○			
				ヒメムカシヨモギ [°]				○	
				ヒヨドリハ [°] ナ		○			
				フキ		○			
				ムラサキニガ [°] ナ		○			
				ヨモギ [°]		○			
			キツネノマゴ [°]	キツネノマゴ [°]		○			
			キブ [°] シ	キブ [°] シ		○			
			キョウチクトウ	テイカカス [°] ラ		○	○		
			キンポ [°] ウゲ [°]	コホ [°] タンツ [°] ル		○			
			クスノキ	カゴ [°] ノキ	○				
				クスノキ	○	○	○		
				タブ [°] ノキ	○	○	○		
				ヤブ [°] ニッケイ	○	○	○		
			クマツツ [°] ラ	ヤブ [°] ムラサキ		○			
			ゲ [°] ミ	ツルゲ [°] ミ		○			
				ナツゲ [°] ミ			○		
			クワ	イヌヒ [°] カス [°] ラ		○			
				イヌヒ [°] リ	○	○	○		
				クワカサ		○			
				ヒメコウゾ [°]		○	○		
				ヤマグ [°] ワ		○			

第2章 興国寺城跡を取り巻く環境

分類			科名	種名	A 東	A 北	A 西	B	C
種子植物	被子植物	双子葉植物	ケシ	姪ヶサ		○			
			サクラソウ	マンリョウ		○	○		
			サルトリア	サルトリア	○	○			
				シオデ	○	○			
			シソ	クサキ		○	○		
				ムラサキキブ		○	○		
			スイカズラ	オトコエシ					○
				スイカズラ	○	○			
			スマレ	姪ツボ		○			
			センリョウ	センリョウ	○		○		
			タデ	ナガハ		○			
				ママコノシリヌグイ		○			
				ミゾソバ			○		
			ツツジ	ヒラツツジ				○	
				イチヤクソウ			○		
			ツツ	アツツ		○			
			ツバキ	チャノキ	○			○	
				ヤブツバキ	○	○	○	○	
			トウダイクサ	アカメガシ	○	○	○		
			トクダミ	トクダミ	○	○			
			トベラ	トベラ	○				
			ナス	タマサンゴ		○			
				ヒヨドリ		○			
			ニガキ	ニガキ	○				
			ニシキギ	ツルウメモドキ		○	○		
				マサキ	○				
				マユミ	○				
			ニレ	ケヤキ	○	○	○		
			ハイノキ	クロハ			○		
			ハラ	オオシマザクラ	○	○	○	○	○
				キイチゴ		○	○		○
				クサイチゴ		○	○		
				コメウツギ		○			
				ソメイヨシノ		○		○	
				テリハノイ			○		
				ナワシロイチゴ		○			
				ヒワ		○			
				フイチゴ		○			
			ヒユ	イノコ	○	○			
			ビャクダン	ヤドリ		○			
			ブドウ	エビ		○			○
				ノブ	○	○			
				ヤブ	○		○		
			ブナ	アカ	○	○	○		
				アラ	○				
				クヌ	○	○	○		
				クリ	○	○	○		
				コジ	○	○	○		
				コナ	○	○	○		
				シラ		○			
				スタ	○	○	○		
			マツ	サネ	○	○			
				シキ			○		
			マメ	オオ		○			
				クス	○				

分類			科名	種名	A 東	A 北	A 西	B	C
種子植物	被子植物	双子葉植物		ヌビトキ		○			
				ネムキ	○		○		
				フジ		○	○		
				ヤブマメ		○			
			ミカン	イヌザンショウ			○		
				カラスザンショウ	○	○	○		
			ミズキ	クマノミズキ		○			
			ミソハギ	サルズハリ			○		
			ミツハウツギ	ゴズイ	○	○			
			ムクロジ	トウカエテ	○				
			メイ	ナンテン		○			
			モクセイ	トウネズミチ	○				
				ヒイラギ			○		
			モクレン	ホオノキ		○			
			モチノキ	クロガネモチ	○	○	○		
				モチノキ		○			
			モッコク	ヒサカキ	○	○	○		
				モッコク		○			
			ヤナギ	イキリ		○			
			ユキノシタ	ユキノシタ	○				
			レンブクサウ	ガマズミ	○	○			

(4) 動物

本市では、愛鷹山、浮島、小鷲頭山野鳥保護区、奥駿河湾沿岸などが野生動物の重要生息地となっており、富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区などの指定によって生息保護が行われている。

第2次沼津市環境基本計画によれば、市内では、1,047種(哺乳類25種、鳥類275種、爬虫類16種、両生類12種、魚類321種、昆虫類129種、貝類78種、甲殻類などその他の動物191種)の動物の生息が確認されており、そのうち182種が、絶滅の可能性がある動物として、静岡県レッドリストや環境省レッドリストに掲載されている。哺乳類として大型のツキノワグマやニホンジカ、中型のキツネやタヌキ、小型のネズミやモグラ類などが確認されている。鳥類はアオゲラやメジロなどの周年観察できる鳥のほか、夏鳥・冬鳥などの渡り鳥が市域で観察できる。愛鷹山などの山地にはタカ類が生息し、川や池は越冬のためカモが飛来する。海にはユリカモメが飛び交い、海岸にはサギやカワウが生息している。浮島沼のあった低地帯は野鳥観察地として知られ、原地区の西部浄化センター近くには、冬季に百数十種類に及ぶ野鳥が集結するといわれており、さらにこの付近のアシ原は全国有数のツバメのねぐらとしても知られている。

興国寺城跡内では平成28年度の調査の結果、哺乳類2目4科4種、鳥類7目17科24種、両生類1目1科1種、爬虫類2目3科5種、昆虫類5目13科29種、陸・淡水産貝類1目2科2種が確認された。このうち「まもりたい静岡県の野生生物 動物編2019」に記載されている種及び「環境省レッドリスト2015」に記載されている種として、鳥類ではオオタカ、両生類ではアズマヒキガエルの2種が確認されている。

2-3 歴史的環境

(1) 沼津市内の歴史的環境

沼津市域の愛鷹山麓は主に旧石器時代から古墳時代にかけての遺跡の密集地帯として知られている。これは、東名高速道路などや愛鷹広域公園などのインフラ・社会基盤の建設に伴う埋蔵文化財調査が行われてきたことによる成果である。特に桃沢川と高橋川に挟まれた愛鷹山の南東麓は傾斜が緩いことから現代の開発も多く、遺跡調査が集中している地域であり、遺跡の発見例も多い。一方、興国寺城跡が位置する南西麓は、山の傾斜はきつく、河川の開析も進んでいる地域である。

【旧石器時代】

興国寺城跡の西3kmに位置する井出丸山遺跡は、SC IV～BB VII層において石器が出土し共伴する炭化物の年代測定値が約38,000年前であることから、日本最古級の旧石器時代遺跡として知られている。

【縄文時代】

縄文時代においても愛鷹山麓では、葛原沢第IV遺跡などの草創期段階の遺跡をはじめ、縄文時代早期から前期までは遺跡数も多い。しかし中期以降、遺跡数は減少する傾向にある。後期には千本砂礫州の形成に伴って、砂礫州上にも遺跡が認められるようになる。

【弥生時代】

沼津市域の前期・中期の遺跡数は少ない状況であるが、後期以降飛躍的に遺跡数が増加し、愛鷹山の尾根上や低地にも大きな集落が形成される。愛鷹山麓の弥生時代後期の遺跡群は「足高尾上遺跡群」とも呼ばれ、各尾根に広がる建物跡のほか遺跡群内の八兵衛洞遺跡などでは集落の北側に複数の尾根を横断する大規模な溝状遺構が検出されるなど、単独の尾根にとどまらない集落構成が認められる。

【古墳時代】

集落遺跡は千本砂礫州上や狩野川沖積平野にその中心を移し、愛鷹山麓地域、千本砂礫州、狩野川



第 2-6 図 周辺遺跡図 (S=1/25,000)

第2-2表 周辺遺跡一覧表

No	遺跡名	所在地	時代	種別	遺構・遺物等
1	古城	根古屋字古城	縄文～古墳	集落跡	石棒・石錘、弥生土器、土師器
2	根古屋清水	根古屋字清水	弥生～古代	集落跡	削器・礫器、縄文土器、弥生土器、土師器
3	根古屋丸尾	根古屋字丸尾	縄文～弥生	集落跡	1955 田子ノ浦高校踏査。縄文土器、弥生土器
4	中アラク	根古屋字中アラク	古墳	集落跡	土師器
5	根古屋古墳群	根古屋	古墳	古墳群	
6	魔王第六天古墳	根古屋字丸尾	古墳	古墳	円墳
7	光厳寺沢	根古屋字光厳寺沢	縄文	集落跡	縄文土器、打製石斧
8	丸尾古墳群	根古屋字丸尾	古墳	古墳群	円墳
9	秋葉林	青野秋葉林	旧石器～中世	集落跡	BB VII層石器群、礫群。ナイフ形石器、尖頭器、細石刃等。草創期尖頭器群。縄文土器、土師器
10	的場	根古屋字的場・木戸上	旧石器・縄文・古墳・古代	集落跡	1999～県教委調査。石器ブロック、礫群、住居跡(縄文・平安)。縄文土器、石鏃・尖頭器ほか、土師器、灰釉陶器
11	的場古墳群	井出銭神	古墳	古墳群	旧名「銭神古墳群」。円墳。組合せ式箱形石棺。1999～県教委調査。
12	測ヶ沢	根古屋字測ヶ沢	旧石器・縄文・古墳～	集落跡	2003 調査。石器ブロック・礫群。台形様石器、ナイフ形石器、尖頭器、細石刃ほか、縄文土器(早期前半～晩期)、尖頭器、トロトロ石器、石鏃ほか、土師器、須恵器、灰釉陶器。県教委も調査
13	銭神	井出字銭神	縄文～弥生	集落跡	2012 県教委調査。ナイフ形石器、縄文土器、尖頭器等
14	銭神第Ⅱ	井出字銭神	旧石器・縄文	集落跡	2015 市教委調査。細石刃ほか、縄文土器、石鏃、磨石等
15	銭神南	井出字銭神	縄文	集落跡	縄文土器、石槍
16	段崎	井出字段崎	縄文・古墳	集落跡	縄文土器、石匙、土師器
17	閑峰	井出字閑峰	弥生	出土地	小銅鐸(東京国立博物館蔵)、弥生土器
18	井出古墳群	井出字段崎	古墳	古墳群	
19	堀込	井出字堀込	古墳	古墳	円墳・土器
20	段崎古墳	井出字段崎	古墳	古墳	旧名「堀込橋上古墳」、円墳
21	井出2号墳	井出字段崎	古墳	古墳	
22	井出4号墳	井出字焼畑	古墳	古墳	1979 調査。刀子
23	井出古墳	井出字焼畑	古墳	古墳	1966 調査。東名高速建設で消滅。金環、玉類、金具類、鉄鏃、須恵器
24	二ツ塚古墳	井出字二ツ塚	古墳	古墳	円墳、金環、玉類、鉄鏃、須恵器、環頭大刀柄頭
25	焼畑	井出字焼畑	縄文	集落跡	1953 沼津女子高踏査。縄文土器
26	焼畑古墳	井出字焼畑	古墳	古墳	旧名「東井出浅間神社北方古墳」。円墳、直刀、鉄鏃、金環、玉類
27	北畑	井出字北畑	弥生	集落跡	1959 沼津女子高踏査。弥生土器
28	馬場地下式横穴群	井出字馬場	古墳	横穴群	地下式横穴5基(うち1基埋没)
29	阿野氏館	井出字馬場	中世	城館	土塁が残存。伝阿野全成親子の墓
30	井出丸山	井出字堀込	古墳	集落跡	2005・2006 市教委調査。SC IV～BB VII層より国内最古級の石器群。
31	丸山橋上	西井出	縄文	集落跡	縄文土器

『沼津市史 資料編 考古』及び『沼津市埋蔵文化財分布地図』より作成

沖積平野、南部海岸地域には古墳・横穴が分布する。根方沿いには、東日本最古級の前方後方墳である高尾山古墳が築造されるほか、愛鷹山の尾根上は後期～終末期古墳が密集している。興国寺城跡の周辺にも根古屋古墳群、丸尾古墳群、的場古墳群、井出古墳群などの後期古墳群が分布している。

【奈良・平安時代】

狩野川下流域には上ノ段遺跡、御幸町遺跡などの大規模集落や古代寺院（日吉廃寺跡）が認められることから、沼津は駿河国の中心地の一つであったと考えられる。また駿河湾を望む砂礫州上にも古墳時代後半から大規模集落遺跡が形成されている。興国寺城跡周辺では、尾根上の的場遺跡から建物跡が検出されており、山麓にも依然として集落が形成されているところもある。

【鎌倉・室町時代】

中世以前から沼津は東西を結ぶ交通の要衝であり、愛鷹山の山裾を走る根方道、砂礫州上には、のちの東海道が通過していた。当該期の遺跡の発掘例は少ないが、こうした主要道沿いの遺跡においては、中世の陶磁器が出土する事例もある。その一例として、東海道のやや北側に位置する西通北遺跡では、遺構については明らかではないものの、国産陶磁器や貿易陶磁が出土している。

【戦国時代・江戸時代】

沼津周辺は駿河・甲斐・相模・伊豆の境目の地域として政治的にも軍事的にも重要な位置にあった。興国寺城の前を通過する根方道沿いには、東熊堂砦・天神ヶ尾砦・長久保城などが沿線に築かれている。また、狩野川から黄瀬川にかけてのあたりが駿河と伊豆の国境で、狩野川下流には武田氏が築いた三枚橋城、海岸部には北条水軍の基地となった長浜城などがある。江戸時代に入ると天野興国寺藩、大久保沼津藩が成立したが、江戸時代初期に相次いで改易となり、城は廃城になった。しばらくは城下町としての発展はなかったが、東海道の整備に伴って沼津宿・原宿が設置され、宿場町として繁栄することになる。そののち水野氏が沼津に封ぜられ、沼津宿を取り込みながら城下町を形成し幕末に至っている。

(2) 周辺市町的主要城郭

興国寺城は長期に利用されていたことから、関連する城郭も多い。ここでは、現在も見学が容易な周辺市町の城郭のみを対象とする。これら城郭との連携活用方針については、第6章にて記す。

【小田原北条氏関連の城郭】

興国寺城は小田原北条氏の祖である北条早雲（伊勢宗瑞）旗揚げの城として著名である。周辺市町には北条氏に関連する国史跡の城郭として、北条氏の首都である小田原城跡（神奈川県小田原市）、伊豆国の拠点城郭である韮山城跡（伊豆の国市・国史跡）、箱根峠に構えられた山中城跡（三島市・国史跡）がある。また静岡県内では北条氏と縁戚関係にあった葛山氏の本拠である葛山城跡（裾野市・市史跡）、山中城跡とともに小田原を守る防戦線として機能した足柄城跡（小山町・県史跡）、下田城跡（下田市・市史跡）も関連する史跡として挙げることができる。

【今川氏・武田氏・徳川氏・豊臣氏関連の城郭】

県内の城郭は、複数の大名等によって繰り返し用いられた城郭も多く、ここでは、今川氏・武田氏・徳川氏・豊臣氏の4大名に関わる城郭を取り上げる。

駿河国内では、未指定ではあるが、今川氏・武田氏・徳川氏・豊臣氏によって駿河国の国府の城として用いられた駿府城跡（静岡市）があるほか、今川氏と北条氏の富士川以東をめぐる争いである「河東一乱」時に今川氏の前線拠点として用いられた蒲原城（静岡市・市史跡）がある。

また直接的なつながりは薄いものの、興国寺城跡と同様に武田氏・徳川氏によって築城・改修された国史跡である諏訪原城跡（島田市）や高天神城跡（掛川市）は、県内の戦国期の城郭としては著名である。

そして豊臣氏が天下統一を果たしたことで、東海道沿いの拠点的な城郭は織豊系城郭として石垣や瓦葺建物などが整備されていくことになる。興国寺城跡もそのうちの一つであるが、興国寺城跡と同時にこのような整備が行われたとされる城郭には、先述した駿府城跡、掛川城跡（掛川市）、横須賀城跡（掛川市・国史跡）、久野城跡（袋井市・市史跡）、浜松城跡（浜松市・市史跡）、二俣・鳥羽山城跡（浜松市・国史跡）がある。

2-4 社会的環境

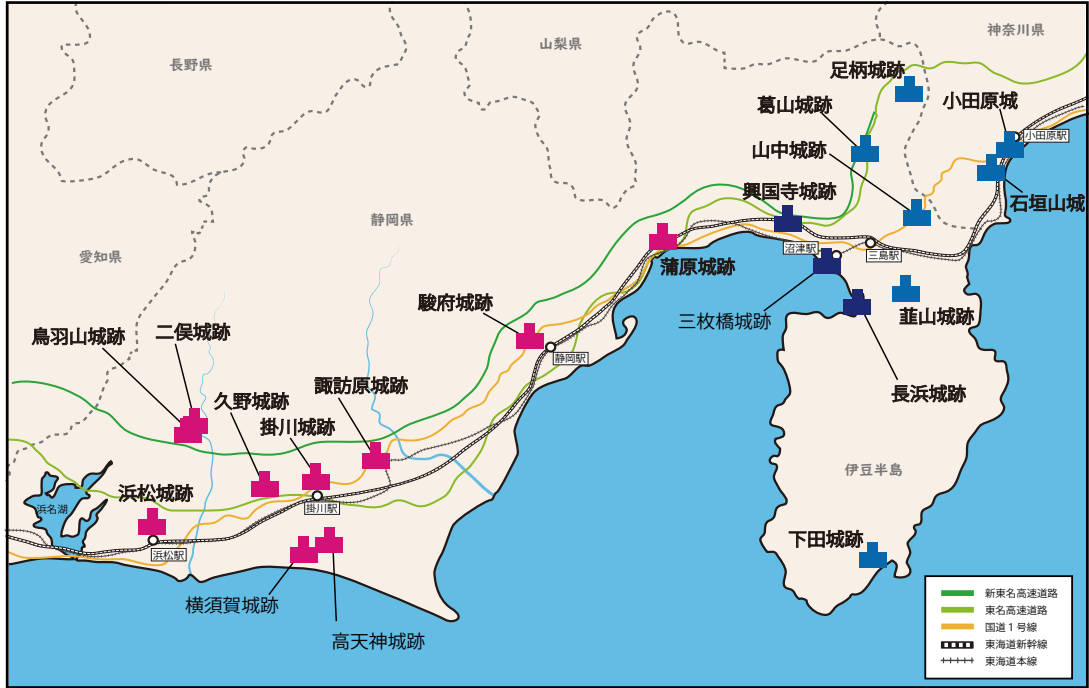
(1) 沼津市の市勢

【行政区域の変遷】

興国寺城跡廃城後の江戸期には城地は根古屋村の一部となり、さらに明治22年に根古屋村ほか6村が合併して浮島村が発足、昭和30年には浮島村と原町と合併して原町の一部となった。一方、江戸時代には東海道の沼津宿として栄えた沼津は、東海道線が開通した明治22年に沼津本町ほか4村が合併して沼津町として発足したのち、大正12年には沼津町と現在の香貫地区である楊原村と合併して沼津市が誕生した。さらに沼津市は昭和19年に片浜・金岡・大岡・静浦の4村と、昭和30年には愛鷹・大平・内浦・西浦の4村と合併して「商都・沼津」として賑わい、そして昭和43年には原町と沼津市が合併することで、原・浮島地区は沼津市の一部となった。以後沼津市は戸田村との合併もありながら静岡県東部の中心的な都市として機能している。

【人口】

沼津市の人口は、平成7年の217,856人をピークに減少に転じ、令和7年3月には184,563人へと減少している（市民課住民基本台帳より）。国の推計では令和22年に約145,000人まで減少するものと見込まれ、令和2年3月改訂の「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、市の人口減少抑制にかかる施策などにより、出生率と純移動率の目標が達成された場合でも165,900人とさ



第 2-7 図 周辺城郭分布図

れる。興国寺城跡が所在する浮島地区は令和7年3月現在、世帯人員は5,258人で、10年前となる平成27年3月段階の5,979人から約12%減となっている。

人口減少が進む一方、『静岡県の観光交流の動向』によれば、本市の観光交流客数は平成29年度(2017)に462万人に達し、令和2年度から令和4年度では新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり大幅に減少したが、令和5年度には366万人(前年度比111.8%)まで回復している。

(2) 交通と城跡へのアクセス

沼津市には、東名沼津ICや愛鷹スマートIC、駿河湾沼津スマートIC、JR沼津駅が立地し、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、JR東海道本線が市域を東西に貫いている。

興国寺城跡へのアクセスは、JR原駅より路線バスで約15分、興国寺城跡の三ノ丸内に所在する「東根古屋」下車もしくはJR沼津駅から路線バスで約40分、同じく「東根古屋」となる。ただし1時間に1本程度の運行であることから、徒歩での来場者も多い。自家用車の場合は、国道1号から原東町交差点を北へ5分、あるいは高速道路利用の場合、駿河湾沼津スマートICから約15分、愛鷹スマートICから約15分である。富士市境に近い史跡ではあるが、スマートICが開通するなど近年の交通事情の変化もあり、比較的アクセスが容易な史跡である。



第 2-8 図 興国寺城跡へのアクセス

(3) 周辺の歴史文化資産の分布状況

原・浮島地区は先述した井出丸山遺跡など旧石器時代の遺跡をはじめ、石川古墳群や井出丸山古墳などの100基以上が密集する古墳群、中世には源頼朝の異母弟阿野全成の館跡であったといわれる大泉寺、近世では愛鷹山麓内に所在する赤野観音堂（市指定建造物）や白隠禅師が修行した伝承が伝わる八畳石のほか、海沿いには千本松原や原宿があり、東海道随一の名園といわれた帯笑園（国登録）や、白隠禅師ゆかりの松蔭寺をはじめとする寺院など多くの文化財が所在している。また浮島低地周縁の集落には、昭和までこの低湿地で使用されてきた特有の農耕用具（県指定）も重要である。

歴史的にはこの地域はかつて阿野庄とよばれた地域の東半に位置し、阿野全成の領地に由来するともいわれる阿野庄の範囲には、富士市の東部も含まれる。このことから富士市東部とは歴史性に加え、地理的連続性や地形的特徴の共通性を有しており、歴史文化資産の特徴にも共通性がみられる。

以上のように原・浮島地区は歴史文化資産が特定の範囲に集中している地域であることから、沼津市文化財保存活用地域計画では、その周辺環境を含めて面的に保存・活用するため、興国寺城跡を「戦略的歴史文化資産」として位置づけ、さらに文化財保存活用区域「興国寺城跡・白隠の里周辺 ～東西を結ぶ道の集中地帯～」として設定している。

なお、本地域に所在する原・浮島地区周辺における指定・登録文化財は第2-3表のとおりである。

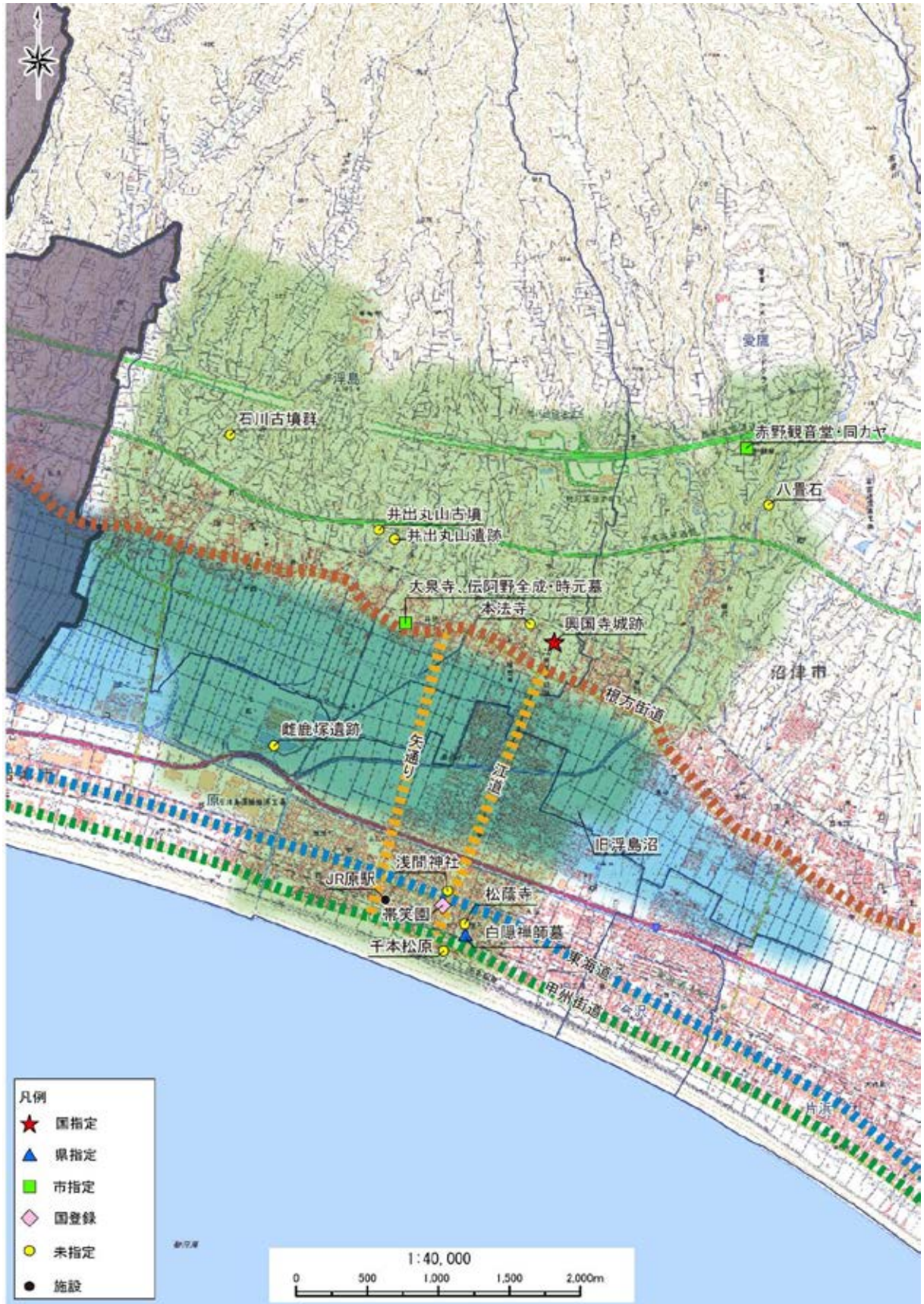
第2-3表 原・浮島地区の指定文化財等一覧

指定等	種 別		名 称	所 在
県指定	絵画		白隠自画像	原東町
県指定	典籍		科註妙法蓮華経	原東町
県指定	史跡		白隠禅師墓	原東町
県指定	有形民俗		浮島沼周辺の農耕生産用具	歴史民俗資料館※
市指定	彫刻		木造白隠禅師坐像	原東町
市指定	史跡		伝阿野全成・時元墓	井出
国登録	建造物	有形文化財	松蔭寺開山堂	原東町
国登録	建造物	有形文化財	松蔭寺山門	原東町
国登録	記念物	名勝地関係	帯笑園	原西町

※沼津市島郷地内に所在する沼津市歴史民俗資料館が所蔵



第2-9図 周辺の文化財（左：伝阿野全成・時元墓 右：帯笑園）



第 2-10 図 興国寺城跡・白隠の里の周辺保存活用区域の範囲と現地見学が可能な主な歴史文化資産

(4) 法規制の状況

興国寺城跡の保存活用には文化財保護法のほか、急傾斜地崩壊危険区域等による災害の防止に関する法律、愛鷹山の山裾という立地から環境や都市計画に関する法律などが関係する。以下に関連法規を整理する。

1 文化財保護法

興国寺城跡は史跡指定地に該当し、指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

2 防災関連法

史跡指定地内の急傾斜地周辺は、隣接する宅地の安全確保等から制限が存在する。

a 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

県知事ががけ崩れ災害から人命と国土の保全のため、急斜面地の崩壊が助長され、又は誘発させる恐れがある行為が行われることを制限する区域を指定する。範囲内において次の行為を行うにあたっては、県知事の許可が必要となる。

1. 水を放流し、または停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 立木竹の伐採
5. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
6. 土石の採取又は集積
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

b 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為）は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

c 宅地造成及び特定盛土規制法

盛土等による災害の防止を目的とする。整備においては土塁等の修景に伴う盛土が行われる計画であることから、詳細は第6章6-5(3)に示す。

3 環境関連法

a 地域森林計画対象民有林（森林法）

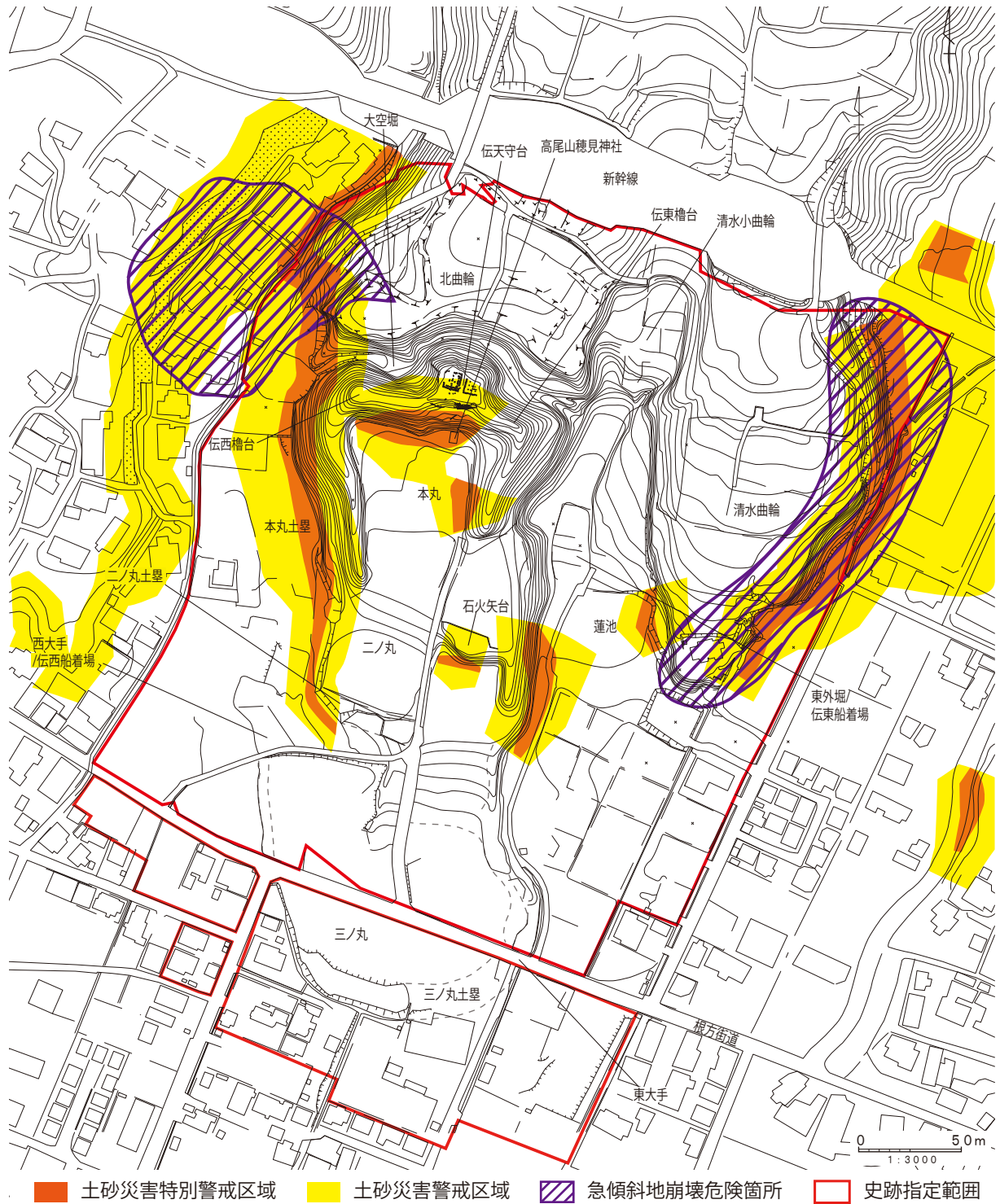
地域森林計画対象民有林の1haを超える森林を開発するときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う場合は、許可の適用外になる。

b 農地（農林法）

農地法に基づき、農地への他用途への転用、売買、利用権設定等には制限が存在する。

c 静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例・沼津市盛土等の規制に関する条例

生活環境が脅かされないよう盛土等を規制する。詳細は第6章6-5(3)に示す。



第 2-11 図 防災関連法適用現況図

4 都市計画関連法

a 都市計画区域・市街化調整区域／市街化区域・用途地域（都市計画法）

史跡内は全域が市街化調整区域となっている。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発行為は原則として認めらず、建築行為等を行うためには都市計画法第33条の基準等の基準に適合して、開発許可を受けなければならない。

また住宅、工場、教育施設等の目的で行う土地の区画形質の変更である土地利用事業に該当するもので、2,000㎡以上のものは沼津市土地利用事業指導要綱に基づく指導の提要範囲となる。ただし、国または地方公共団体の行う土地利用事業については特に市長が認めたものについて適用される。

b 河川保全区域（河川法）

区域内の占用や工事、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の設置等を行う場合、河川管理者の許可を受ける必要がある。

c 建築物（建築基準法・静岡県建築基準条例）

一定規模以上の建物を建築する場合、法令に則り建築確認申請手続きが必要となる。静岡県建築基準条例には、災害危険区域の指定や建築物の敷地、構造等に関する規定があり、がけ付近の建物についての制限が定められている。

d 屋外広告物第1種特別規制地域（屋外広告物法・沼津市屋外広告物条例）

史跡内で広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。